



2026年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社 Z e n m u T e c h
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 阿部 泰久
(コード番号:338A 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼 CWO 酒井 茂輝
(TEL.03-6260-6195)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年3月26日開催予定の第12期定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び監査等委員である取締役(以下、「対象役員」といいます。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした報酬制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、2026年2月18日付で公表しております、「監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしました、本株主総会での監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬限度額は年額1億5,000万円以内(うち社外取締役分は、年額4,000万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額5,000万円以内、とすることを付議するとともに、当該報酬枠とは別枠で、対象役員に対し、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

また、本制度は、対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度の支給対象者である取締役(監査等委員である取締役を除き、以下、「対象取締役①」といいます。)及び監査等委員である取締役(以下、「対象取締役②」といいます。)は、本制度に基づき当

社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、対象取締役①について年額 3,000 万円以内(うち社外取締役分は、年額 1,000 万円以内)、対象取締役②について年額 2,000 万円以内とし、本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式(以下、「本株式」といいます。)の総数は、対象取締役①について年 6,000 株以内、対象取締役②について年 4,000 株以内(ただし、対象取締役①及び対象取締役②のいずれの本株式も本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、株式分割・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、本株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会で決定いたします。本制度に係る対象役員への具体的な支給時期及び内容につきましては、対象取締役①については取締役会において決定し、対象取締役②については監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれるものとします。

- ①一定期間(以下、「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

以 上